

字の区域の変更について

土地改良法（昭和24年法律第195号）による土地改良事業（県営中山間地域総合整備事業）の施行に伴い、別紙のとおり字の区域の変更をしたいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、議会の議決を求める。

平成26年11月25日提出

霧島市長 前田 終 止

（提案理由）

土地改良事業（県営中山間地域総合整備事業：霧島北部地区）の施行に伴い、字界の不整形が生じたので、これを整理するため、字の区域の変更をしようとするものである。

(別 紙)

県営中山間地域総合整備事業 霧島北部地区 持松換地区

変 更 後		左 に 包 括 さ れ る 区 域			
大字名	字 名	大字名	字 名	地 番	
牧園町 持松	前田	牧園町 持松	天水堂面	43の1、44の1及び44の2	
	狩田		内恒見	50の5及び50の6	
	平原前		狩田	859の全部、860の1及び861の1の一部	
				上記の区域に介在する市有地である水路の全部	
	猿食		猿食	563の1及び564の2の一部	
			平原前	851の2に隣接する市有地である水路の一部及び852に隣接する市有地である道路の一部	
			佛前	553の1の一部	
				552に隣接する市有地である水路の一部	
	佛前		猿食	559及び558の一部	
				上記の区域に隣接する市有地である道路の全部	